

## 働き方改革の学習会を 厚生労働省と行いました！



4月8日 衆議院会館会議室

東京地本は、安倍政権による「働き方改革」のもと4月1日から労働基準法が大きく改正されることに注目し、働き方改革や労働基準法改正の「趣旨」を踏まえ、「36交渉の向けての学習会」を厚生労働省の担当者と開催しました。

職場では、業務量の増加と要員不足から発生する時間外労働や休日勤務が増えているのが実態です。さらに、マイプロや委員会活動などの自己啓発活動が超勤の増要素となっていることや、本来業務の負担になっていることも課題です。非現業では、フレックスのコアタイムが無くなり、今後はテレワークやサテライトオフィスなどの実施も予定されており、労働時間管理が大きな課題となっています。

今後は、組合員の命と健康を守る観点から、労働基準法や労働安全衛生法、また厚生労働省の指針が遵守される職場の構築を目指し、超過勤務縮減や要員問題に踏み込んだ検証行動を行っていきます。そして、事業場単位の締結をめざし交渉に臨んでいきます。

**超過勤務縮減、働きがいある職場の構築に向けて、  
15日の交渉も精力的に臨みます！**